

報道関係各位	発信年月日	令和4年3月10日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
教育委員会 社会教育課	船林 康則	公民館係 係長 柿並 健吾	(0836) 82-1203	
件名	文部科学大臣表彰「第74回全国優良公民館表彰」を埴生公民館が受賞！ 市長・教育長への受賞報告会を開催します！			
内 容				
<p>令和3年度の第74回全国優良公民館表彰を埴生公民館が受賞しました。下記の通り市長・教育長へ受賞の報告を行いますので、当日の取材を是非よろしくお願ひします。</p>				
<p>1 日時 3月16日（水）16：30～17：00</p>				
<p>2 場所 山陽小野田市役所 市長応接室 (山陽小野田市日の出一丁目1番1号)</p>				
<p>3 内容</p> <p>令和4年2月4日（金）に開催された、第74回（令和3年度）優良公民館表彰において、本市埴生公民館が受賞（山口県からは山口市の吉敷地域交流センターの2館の受賞）を受けました。学校・家庭・地域の連携・協働の取組や地域課題に対応した主催事業が評価されています。受賞に伴い、埴生公民館長及び公民館主事が市長及び教育長への受賞の報告を行います。</p>				
<p>4 参加者 市長、教育長</p> <p>埴生公民館長：中村 達実（なかむら たつみ）</p> <p>埴生公民館主事：森廣 真由美（もりひろ まゆみ）</p>				
<p>5 その他 添付資料</p> <p>①埴生公民館紹介（概要版）</p> <p>②第74回優良公民館表彰 表彰館一覧</p> <p>③優良公民館表彰 被表彰館一覧（平成元年以降）【山口県版】</p> <p>④優良公民館表彰要項</p>				

山陽小野田市埴生公民館紹介（概要版）

埴生公民館は、令和2年11月に、埴生小中一貫校から徒歩1分の距離にある敷地に移転しました。また、埴生小中一貫校については、令和2年4月に小学校が中学校の敷地へ新築移転し小中一貫校として運用を開始しています。

埴生地域の将来を担う子どもたちの育成と、よりよい地域づくりに向けて、埴生地域の核となる人材同士が本音で語り合える場として「ハーブねっと本部会議」を開催しています。小中一貫校と公民館が隣接している強みを活かし、公民館は利用者をさらに増やすとともに地域と学校とのパイプ役を担い、地域課題解決のため、地域学校協働活動の拠点としての役割を果たすよう努めています。

埴生公民館の特徴的な事業として、地域住民を講師として招き、埴生地区で働く若い外国人労働者の方たちを対象とした「日本語教室」や、子育て中の保護者の悩み事相談や情報交換を行う子育て応援「ハーブサロン」などを行っています。令和4年度からは、一般成人を対象とした「寺子屋『埴～生』」などを開催し、人づくり・つながりづくり・地域づくりを実践していくことで、持続可能な地域社会の実現を目指します。

優良公民館表彰要綱

昭和46年8月26日
社会教育局長裁定
最近改正
令和元年7月30日

1 趣旨

公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設（以下「公民館等」という。）のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 推薦の条件

推薦の対象となる公民館等は、次の（１）～（３）の条件を満たす施設であり、（４）に掲げる学習内容や取組の手法、環境の整備について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られるものとする。

（１）表彰対象

- ① 社会教育法第21条第1項又は第2項に定める者が設置した公民館。
- ② 公民館と同等の設置目的、事業内容が定められており、市区町村が設置・所管する施設。
（例：社会教育センター、社会教育館、生涯学習センター、生涯学習館 等）

（２）運営

地域の実情に応じた開館日数が確保されており、公民館運営審議会の評価等を活用し、活動内容にPDCAサイクルを機能させるなど、適切な運営を行っているものであること。

（３）職員

公民館活動に関する十分な経験年数や研修への積極的な参加等により、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員（兼務の職員、指定管理者の職員を含む）を配置していること。

（４）事業

地域の実情に応じ、以下の①～③に例示する学習内容、取組手法、学習環境の整備に積極的に取り組むとともに、地域住民の学習活動の支援や地域の課題解決に資する活動を継続的に工夫して行っており、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行っているもの。

① 学習・取組の内容

- 環境保全、国際理解、少子高齢化社会、インターネットリテラシー、人権問題、若者支援、貧困問題、教育格差、地域防災・減災、家庭教育支援、地域振興や伝統文化継承活動、世代間交流活動等の現代的・地域的課題の解決に向けた取組や学習 等
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）や「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日中央教育審議会）を踏まえた取組や学習 等

- (例) 子供の体験活動の充実、オリンピック・パラリンピック教育、地域学校協働活動の推進、主権者教育、消費者教育、障害者の学びの支援、日本語教育の推進 等
- その他住民の学習需要に基づく学習や、地域の特色を生かした多様な学習 等

② 学習内容を深めるための取組の手法

- 住民の学習ニーズ把握とそれに応じた学習情報の収集・提供、学習相談
- 学習グループやボランティア、指導者等の養成
- 地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能の活用
- 学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO法人その他の民間団体、民間企業、関係行政機関等との緊密な連絡・協力の促進 等

③ 多様な利用者の参加促進のための学習環境の整備

- 学びのきっかけづくり促進の工夫
- ICTを活用した情報発信
- 託児サービスの充実
- 手話通訳や要約筆記の実施、施設のバリアフリー化
- 利用者の実態に即した開館時間の変更
- 外国人利用者向けの案内 等

3 推薦の方法

都道府県教育委員会は、推薦の条件に該当する域内市町村の公民館等を市町村教育委員会等の申出により、原則として2の(1)に定める公民館2館以内、公民館以外の施設1館以内の計3館を上限に選考し、文部科学大臣宛に推薦する。なお、優良公民館として表彰後、5か年を経過しない館については原則として推薦不可とするが、新たな活動が付加されるなど、前回表彰時よりも充実した取組となっていると認められる場合は、5か年経過前でも推薦可能とする。また、推薦公民館の選考に当たっては委員会を設け、社会教育委員や公民館関係者の意見を聴取するなど、適切な方法を講じること。

4 選考

文部科学省に優良公民館審査委員会を設け、各都道府県から推薦された公民館等について書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

5 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰候補公民館に関する推薦書、調書等に不実の記載があると判明したとき
- (2) 被表彰公民館において、法令等の重大な違反行為、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき